委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	情報政策課
委託業務名	自立支援費システム標準化移行用データ抽出業務
委託業務場所	大津市御陵町3番4号
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定 並びに国の方針に基づき、令和7年度末までに標準化対象業務である自 立支援費システム(障害者福祉の一部)について、標準準拠システムへ の移行を行う。なお、自立支援費システムの移行にあたっては、現行の 障害者福祉システムにデータ移行したうえで標準準拠システムへ移行 する。 このことから、自立支援費システムからデータ抽出業務を実施する。
契約期間	契約締結日から令和7年3月10日まで
契約年月日	令和6年8月1日
契 約 金 額	1,302,400円
契約の相手方	〔所在地〕秋田県秋田市南通築地 15 番 32 号 〔名 称〕北日本コンピューターサービス株式会社
契約相手方の 選 定 理 由	当該業者は自立支援費システムの開発業者であり、パッケージ部分の プログラムのソース等については公開されておらず、当該業務に対応 することができる唯一の業者であるため。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。